

2026 年度農業分野企業誘致促進業務 委託先募集要項

1 業務目的

農業分野における担い手の高齢化と減少は進行を続けており、今後更に進む見通しである。遊休農地の拡大を防ぐため、概ね 10 年後の地域の農地利用や農業の将来像をまとめた設計図である「地域計画」のブラッシュアップが各市町村において推進されているが、本県では約 4 割の農地で将来の受け手が見通せない状況となっている。

農地の維持管理と農業産出額の向上に向け、既存の新規就農者（個人就農）の確保・育成の取組に加え、大規模かつ安定的な農業生産を営む先進的な法人経営体の参入（＝企業参入）を進める必要があるが、担い手不足は全国的な課題であるため、意欲や実績のある法人経営体は引く手あまたであり、農業参入に関心を持つ法人経営体に積極的なアプローチを行い誘致する必要がある。

そこで、本業務では、2027 年度から本格的に開始する『誘致戦略策定・実践プログラム（仮称）』に意欲ある市町村の参加を得るため、まずは県の誘致戦略を策定して内外に示すとともに、県内市町村の機運醸成に向けた取組を行う。

2 委託する業務の内容

- (1) 基礎調査の実施
- (2) 愛知県農業分野企業誘致戦略の策定
- (3) 市町村向けセミナーの開催
- (4) 企業交流会の開催
- (5) その他、(1) ～ (4) に関連する業務

※詳細は別添「2026 年度農業分野企業誘致促進業務 委託仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②「愛知県入札参加資格者名簿（令和 8・9 年度）」登載者のうち、業務（大分類）「03. 役務の提供」のうち営業種目（中分類）「07. 調査委託」が登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者を含む）されていること。
- ③応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる者

ではないこと。

⑥国税及び地方税を滞納していないこと。

⑦宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

4 募集期間

2026 年 9 月 7 日（月）から 2026 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで

5 契約条件

（１）契約形態

委託契約とする。

（２）委託金額限度額

11,440,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（３）契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
ただし、同規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は全額免除とする。

（４）契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 19 日（金）までとする。

（５）委託費の支払条件

原則、精算払いとする。

（６）電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、県のWEBページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

（７）その他

企画競争に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。なお、説明会への参加は応募要件ではないが、欠席により不利益を受けても県はその責任を負わない。

（１）日時

2026 年 9 月 10 日（木） 午前 10 時から

（２）場所

オンライン（Microsoft Teams）による

(3) 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。申込者へオンライン会議の URL や注意事項等を電子メールで連絡する。

- ・ 申込期限：2026 年 9 月 9 日（水）午後 3 時まで
- ・ メール の 件名 は「農業分野企業誘致促進業務の説明会参加」とすること。
- ・ メール の 本文 中 に 次 の 1 ～ 3 を 記載 する こと。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名 ※複数名で参加する場合は全員分
 3. 連絡先（日中連絡の取れる電話番号）
- ・ 申込先：愛知県農業水産局農政部農政課企画グループ（担当：久米）
➡電子メール：nousei@pref.aichi.lg.jp

7 応募方法等

(1) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- ①企画応募書（様式 1）
- ②企画提案書（様式任意）
- ③経費積算書（様式任意、税抜きで積算し消費税及び地方消費税も記載すること。）
- ④事業実施体制及び同種事業実績（様式 2）
- ⑤提出者（提出団体）の概要がわかる資料（様式任意、既存資料可）
- ⑥直近 3 か年の決算報告書の写し
- ⑦社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）及び申告内容に係る関係資料の写し

イ 提出部数

- | | |
|---------|----------------------------|
| ①、⑥、⑦ | 1 部 |
| ②、③、④、⑤ | 6 部（正本 1 部、副本 5 部）※副本は写しで可 |

ウ 提出期限

2026 年 9 月 18 日（金）午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送、宅配便のいずれか

※持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。電子メール及び FAX による提出は受け付けない。

※提出方法に関わらず、提出期限必着とする。

(2) 企画提案書類の提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 愛知県庁西庁舎 5 階
愛知県農業水産局農政部農政課企画グループ（担当：久米）
電話：052-954-6391（ダイヤルイン）

(3) 企画提案書類作成上の注意事項

ア 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要項に違反すると認められる場合

イ 企画提案書の提出は、1 者 1 案とする。

ウ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更（差し替え）や再提出には原則として応じない。

エ 応募に関する質問がある場合は、2026 年 9 月 11 日（金）午後 5 時までに、愛知県農業水産局農政部農政課企画グループに電子メールにより提出する（様式任意）。

その際、件名は「農業分野企業誘致促進業務 質問」とする。質問への回答は、2026 年 9 月 15 日（火）までに、質問者に電子メールで通知し、また県のホームページに掲載する。

➡電子メール：nousei@pref.aichi.lg.jp

(4) その他

ア 書類の提出に係る費用は応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。

イ 提出書類に記載のある個人情報当業務の目的に限り、厳重に管理する。

ウ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 選定者数

1 者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書類について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において、企画提案書の内容のプレゼンテーション審査を行う。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

なお、プレゼンテーション審査は対面で行い、時間、場所、開催方法等は後日通知する。

〔プレゼンテーション審査予定日〕2026 年 9 月 28 日（月） 午前中

(2) 審査基準

審査委員会では以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等

- ・組織体制や人員配置は適切か。

- ・業務の遂行に関する全体のスケジュールは適切か。
- ・愛知県との打合せ等を通じて、業務の実施に係る計画調整や進捗管理などを適切に行う提案となっているか。
- ・過去の類似業務において十分なノウハウの蓄積があるか。

イ 業務内容等

(ア) 全般について

- ・「業務実施の基本方針」が、農業分野における企業参入の現状を十分に分析し、愛知県における誘致促進に向けた考え方やねらい、重点を置く点等が適切にまとめられているか。
- ・業務の方法が具体的かつ実施可能な提案となっているか。

(イ) 基礎調査の実施について

- ・調査対象として提案された都道府県等の選定理由は適切か。
- ・調査結果等のまとめ方について、その後の県の業務での使用に耐えうる適切なものが提案されているか。

(ウ) 愛知県農業分野企業誘致戦略の策定について

- ・作成する戦略に含める要素が適切に提案されているか。特に、農業参入意向のある企業に関心を持つ情報について優れた提案があるか。
- ・2026年12月19日開催の「農業参入フェア2026」で戦略を配布することのできる事務スケジュールとなっているか。

(エ) 市町村向けセミナーの開催について

- ・セミナー講師の案が豊富に提案されているか。また、農業参入を果たした企業の経営者など、事例の当事者が講師候補にノミネートされているか。
- ・セミナーのサブタイトルやコンテンツなどに市町村の関心を引くようなテーマが提案されているか。

(オ) 企業交流会の開催について

- ・交流会の企画は複数の市町村が参加企業と交流や意見交換などを活発に行えるような内容となっているか。
- ・交流会参加企業候補が豊富に提案されているか。

ウ 業務の効果

- ・業務の趣旨に沿った独自の追加提案等により、本事業の成果を高め、今後の取組への発展が期待できる提案となっているか。

エ 委託業務経費

- ・経費の項目及び金額は妥当か。

(3) 予備審査

企画提案の応募件数が6件以上の場合は、審査委員会での審査に先立ち、提出された企画提案書類について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査は非公開とし、審査者は公表しない。

ア 予備審査は、企画提案書類を基に書面審査にて行う。

イ 審査基準は、審査委員会のものに準ずる。

ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位 5 件を審査委員会へ付議する。

エ 予備審査結果は、審査委員会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を受け、県が委託先候補を選定する。

(5) 通知

選定結果は、すべての応募者に対して通知する。

なお、選定過程等に関する問い合わせには応じない。

(6) 契約

選定した委託先候補と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、締結する。

なお、交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

2026 年 9 月 7 日	委託先募集開始
2026 年 9 月 10 日	説明会
2026 年 9 月 11 日	質問受付期限
2026 年 9 月 18 日	企画提案書の提出期限
2026 年 9 月 28 日	審査委員会による審査（プレゼンテーション）
2026 年 10 月上旬	契約締結、業務開始
2027 年 3 月 19 日	委託業務完了報告書の提出、完了検査
2027 年 3 月下旬	請求書の提出
2027 年 4 月中旬	委託料の支払い

11 その他

(1) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

(2) 採択された企画提案書の内容を県と委託先候補とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。

(3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の実施方法や進捗状況の確認等を行うため、県との連絡調整を密にし、報告は定期的に行うこと。